## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２８年（フ）第１１４号**
長崎県佐世保市白南風町36番６号　101号、開始決定時の住所長崎県佐世保市早苗町230番地６　コーポフロール202
破産者　庄村　　勇
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２８年（フ）第７３号**
長崎県東彼杵郡川棚町中組郷1093番地３、前住所長崎県佐世保市若竹台町254番地
破産者　吉田美惠子
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２８年（フ）第６１号**
長崎県佐世保市針尾北町314番地、前住所佐賀県唐津市鏡1554番地
破産者　吉村　勝徳
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２８年（フ）第１５２９号**
埼玉県久喜市青葉５丁目24番地８　エルディムグリーンハイツ93　205号
破産者　生沼　良之
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第２１号**
島根県鹿足郡吉賀町九郎原106番地
破産者　中田　　廣
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

**平成２７年（フ）第１８４号**
大分市高松東３丁目４番23号（エクセレンテ高松103）
破産者　後藤　研造
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第２０６３号**
札幌市手稲区曙５条３丁目11番12号　フレンド曙205号
破産者　阿部　英氏
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２７号**
宮城県東松島市矢本字下浦185番地１　県営下浦住宅613号室
破産者　佐藤寿々子
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

**平成２８年（フ）第２６４２号**
横浜市鶴見区市場下町６番40号　アブリールＢ102号室、旧住所川崎市幸区神明町２丁目22番地48
破産者　高澤真由美
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第２６９号**
神奈川県中郡大磯町国府本郷1063番地２
破産者　佐藤　一成
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２８年（フ）第５６８号**
神奈川県平塚市四之宮３丁目20番63号　メゾンド和101号、前住所神奈川県平塚市四之宮３丁目７番28―505号　ソシアグリーンオーク
破産者　大塚　武雄
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２８年（フ）第５８４号**
神奈川県秦野市清水町９番６号　フレマリール湘南Ⅱ　102号
破産者　森　　恵
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２８年（フ）第２４号**
富山県下新川郡入善町青島787番地　トラント・ドゥ・リスⅠ―201
破産者　佐藤　道代
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

**平成２８年（フ）第２７号**
長野県千曲市大字稲荷山472番地の１
破産者　牛澤　優子
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

**平成２８年（フ）第３１５号**
静岡市駿河区大谷2876番地の５
破産者　佐脇　康治
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第３１６号**
静岡市駿河区大谷2876番地の５
破産者　佐脇　玲子
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第５０８号**
静岡県榛原郡吉田町住吉2599番地の１、旧住所静岡県藤枝市駿河台３丁目８番11号
破産者　西村　修一
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第５０９号**
静岡県榛原郡吉田町住吉2599番地の１
破産者　西村　実保
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部